

小松君の闘い

「ねえ、小松さんの闘ってなんなの？何処の誰と何を闘っていたの？」

「俺もよくわからないんだ・・・俺は耳が遠くなっているし、奴の声は控えめだし・・・」

50歳を過ぎたころからまた昔のように「小松泰彦」君と飲む機会が増えた。

といっても盛り場などで飲むわけでもなく、彼が我が宿泊施設を訪れて飲むだけのことなのだが、時には家族で、時には友人たちと、時には夜の明けるまで・・・

30年間のブランクなど何処へやらで、すぐに普通のヤス！フク！のあいだがらに。しかし酔いが回るほどに彼の言葉の端々に悔しさをにじませながら「訴訟」という言葉が飛び出てくる。商売柄お客様の個人的なことには立ち入らないようにしているのだが、カミさんに問われたこともあって、俺たちの仲のことであるし、本人も悔しさを漏らしていることでもあるし、聞いても大丈夫だろうと十数年近くのもやもやを晴らすべくつい先だって彼にメールをして問いただしてみた。

「ヤスの訴訟って一体なんなんだ？お父さんの交通事故は昔のことだしなあ・・・差し障りがなかったら教えてくれないか？カミさんから聞いてくれと言われているし・・・」。

すぐに返事が来た。

予想だにしていなかった経産省がらみの大事件の返事が。

以下、小松君からのメール。

福殿

「産総研病原菌事件」で元民主党の谷博之氏の質問主意書を検索して見てくれや。

内部でなんとかしようといろいろやってみたが、俺を移動（昇格人事）させて隠そうとした。

なんとかせにゃー・・・と定年3年余して退職（えらい損したがな！）、

谷氏の紹介の朝日新聞記者、科学部2名、社会部1名と俺で大スクープにした（2007年10月17日朝日新聞一面トップ3段、社会面半分）。

ルール上記事にする前夜、本省と産総研に通告。

蜂の巣をつついたような大騒ぎ・・・

だと記者が電話してきた。

「明日の記事は一面だからね！スゴイよ・・・」と。

危険病原体ずさん管理

特許生物寄託センター 元幹部に口止め

結果、国会委員会で問題化、大臣が俺に謝罪、産総研理事長（元東大吉川総長）ら幹部が減給処分、第三者委員会（元東京地裁判事が委員長）で完膚なきまでに産総研本省を糾弾・・・。

裁判はその後、損害賠償と慰謝料を求める内容。

弁護は13回の土屋健治さんの親友の山根伸右さんがやってくれた（父親の時も・・・）。

ざっとこんなとこさ！

数日して彼の庭で採れた柿と一緒に16年前の新聞の切り抜きや資料やらが送られてきた。掻いつまんでカミさんに伝えると、

「え～えっ！！小松さんて凄くホネがあるのね！！見直したわ！・・・

だけど役人なんてみんなどうしようもない奴らばかりね！恥知らずね！！

自分の身に危険なことが降り懸からなければわからないのよね？」

小松君の言によると、

かつての職場の不正を糾弾するも、仲間だと思っていた連中はみんな背を向けた、

「小松と付き合っていたら損するぞ」

ひとりも味方はいなくなった。まあ、まがい者がいなくなって清々したがね。

だけど・・・損はするし・・・体は壊すし・・・たまに福たちに会うのが唯一の救い・・・

しかし・・・やらなきゃならんことはやらねばな！

小松君がこんな闘いを続けていたとはつゆ知らず、迂闊だった己が情けない。何も手伝えなかったにしてもカミさんと二人して「三々七拍子」で応援賑やかしくらいはできたはず。

しかし、相も変わらず役所ばかりでなく、この国、いや、人間社会では政治の世界でも企業の中でも何処でも日常茶飯事のように都合の悪いことは隠匿され続けています。

つい先だっても都知事に続いて官房長官までが関東大震災虐殺事件をなきものに歴史を隠匿改竄しようとしています。

いつになったらこういう体質がなくなるのだろうか。

小松君にとっては、ご家族の皆様ともども多大な犠牲を払って人生の一部を賭けた大きな出来事だったと思いますが、傘寿を迎えようとする今となっては「正しい行いをした」と、深志高校に入学したときに講堂で心に秘めたような晴れ晴れとした心地になっていると信じております。

以上、

小松君の了承が取れましたので、

あきつ会のホームページに掲載されるべく報告いたします。

たとえ蠅螂之斧となろうとも巨大なる虚構に闘いを挑んだ彼の勇気を称えるべく・・・

2023. 11. 12. 福島資剛

小松君からの資料、添付いたします。



[トップページに戻る](#)

[トップ](#) > [質問主意書](#)

[議員情報](#)

[今国会情報](#)

[ライブラリー](#)

[議案情報](#)

[会議録情報](#)

[請願](#)

[質問主意書](#)

[参議院公報](#)

[参議院のあらまし](#)

[国会体験・見学](#)

[国際関係](#)

[調査室作成資料](#)

[参議院審議中継](#)

[特別体験プログラム](#)

[キッズページ](#)

質問主意書

第168回国会（臨時会）

質問主意書

質問第三三号

産総研特許生物寄託センターの不祥事対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十月二十五日

谷 博之

参議院議長 江田 五月 殿

産総研特許生物寄託センターの不祥事対応に関する質問主意書

経済産業省が所管する独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）の特許生物寄託センターは、二〇〇一年四月まで工業技術院生命工学工業技術研究所に所属していたが、一九八四年から危険な病原菌を内規に違反して受け入れ、二〇〇〇年にはその事実を把握していたにもかかわらず、関係者に口封じをして事実を隠蔽しつづけているとの驚くべき通報を、私は本年九月に受けた。

さっそく事実関係を確認していた最中、大きな報道記事となり、あわてた産総研は初めて事実を公表し、病原菌に感染のおそれのあった関係者や地元自治体に周知してこなかったことについて非を認めた。人命がかかるかも知れぬ事態をこれだけ長きに渡って放置し、あまつさえ正義感から注意惹起と善後策を提起した責任者を実質的に更迭し、私の問題指摘にも事を内々に始末しようとし、報道記事が出るまで頬被りをするという、全くあきれた対応である。

十月十七日には甘利経済産業大臣から、コンプライアンスの徹底のための体制整備等について指示が出され、十九日には第三者調査委員会を産総研内に設置するとの指示が立て続けに出されたところである。

そこで、以下質問する。

一 産総研では今回の不祥事のお詫びをホームページに掲載し、「お客様の利便性を図る」と述べているが、一番寄託者が不満を持っているのは寄託手数料の高額さであると聞いている。今後産総研に対し、コンプライアンスの遵守以外に、顧客の利便性を図る上でどのような努力を求めているのか明らかにされたい。

二 政府は今後も引き続き産総研を特許生物寄託制度の委託先として指定し続けるつもりか。厳しい財政難のなか我が国に複数の寄託機関を維持する必要性を明らかにされたい。

三 独立行政法人製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターを特許生物寄

託制度の第二の委託先として指定した狙いを明らかにされたい。

四 特許生物を受託する同じ機能を持つ独立行政法人製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターは、当初の設備投資を除けば現在では特許特別会計から一円も支出がなされていないにもかかわらず、国内寄託手数料も国際寄託手数料についても割安となっている。更に産総研にはない生物遺伝資源機関機能も有している。なぜこのような相違点があると政府は考えているか。

五 産総研による内規違反の危険病原菌受託問題を特許庁に対して告発した産総研の元職員は、その後産総研の複数の幹部から、国家公務員法の一〇〇条の守秘義務違反だと糾弾され、謝罪する誓約書を書くよう、二〇〇三年から今日にいたるまでメールや文書、電話、対面などあらゆる手段で、執拗に要求されてきた。元職員は不当だとして拒み続けてきたが、精神的肉体的に相当のダメージを受けている。私は、そのような不当な脅迫じみた要求を経産省や産総研の誰が行ってきたかなどの詳しい経緯や証拠文書の一部を入手している。これらの卑劣で非道な行為はまさに公益に反する行為であり、第三者調査委員会によって徹底的に調査され、元職員に対する謝罪と、名誉回復を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 元職員は現職の時からこの問題を内部で提起し、主務官庁にも情報提供したが、適切な対処がされないまま、実質的に更迭され定年を三年余して退職を余儀なくされている。その後の特許庁に対し情報提供した行為が国家公務員法の一〇〇条の守秘義務違反に当たると、産総研から糾弾されている。しかし過去の判例を見ても公益目的であり、目的達成のため必要かつ社会的に相当と認められる方法によれば、守秘義務が免除されるのであって、元職員のこの行為は国家公務員法一〇〇条違反には当たらないと私は考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

七 私はかねてより各種研究機関における危険な病原菌や遺伝子組換え生物のずさんな取扱いについて警鐘を鳴らしてきたつもりだが、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正施行後も、この分野の隠蔽体質は変わっていないと考えざるを得ない。そこで今回の問題発覚を受けて、厚生労働省は官民を問わず、病原菌や遺伝子組換え生物のずさんな管理や類似の隠蔽工作がないかどうか、改めて上部監督機関に注意喚起したり、立ち入り調査等を継続的、積極的に行うべきであると考えているが、政府の見解を明らかにされたい。

八 ミートホープ社や株式会社赤福の事件など、内部告発が真相究明と公益の保護に役立っていることを踏まえるまでもなく、危険な病原菌や遺伝子組換え生物を取り扱っている官民の機関において、公益に資する内部告発をしっかりと受け止め、その者を確実に保護する仕組みが必要である。その意味で、厚労省や経産省が二〇〇六年四月に施行された公益通報者保護法に基づく外部窓口を未だに設置していないことは、大変遺憾である。まだ内閣府や金融庁などわずかな省庁しか設置しておらず、ほとんどの省庁が検討段階であることは行政の不作为ではないか。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」を所管する厚労省、経産省、農水省、文科省、環境省、財務省における外部窓口の今年度中の設置と職員への徹底周知が早急に必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

[利用案内](#) | [著作権](#) | [免責事項](#) | [ご意見・ご質問](#)

危険病原体 ずさん管理

特許生物寄託センター

同センターは、微生物を利用した特許の出願に必要な証明書を交付するため、特許発明者から微生物を預かり、管理を請

特許生物寄託センター
微生物が医薬品などの有用物質を作り出す機能などがあることを発見すると、特許を経て生物特許として認められる。出願する

け負う施設。ただし、世界保健機関(WHO)の国際基準を満たす十分な感染防止設備がないため、04年までは危険性の

場合、微生物の存在を証明して技術を公開するため、センターに微生物を預け、「受託証」を受け取る必要がある。70年に特許庁から日本唯一の寄託機関として指定された。

低い「生物危険度レベル1」の微生物しか受け入れることができないと内規で定めていた。

しかし、朝日新聞が入手した内部文書によると、01年の時点で、人に症状が出る危険性のある「レベル2以上の病原体」300株を受け入れていた。84年、88年、90年に法人1個人から受け入

元幹部に口止め

経済産業省所属の産業技術総合研究所の特許生物寄託センター(茨城県つくば市)が、人に健康被害が出るおそれのある病原体約300株を、内規に違反して受け入れ、十分な感染防止設備もないのに、非常勤職員に培養などをさせたことがわかった。

この事実を知って早急な対応を求めた元幹部に対し、口外しないよう再三求めた。経産省は遅くとも03年にこの事実を把握していた。特に危険とされる病原体3株は今年6月の法改正施行で届け出が必要になったため、早急に処分していた。

(石田勲 柿崎隆 坪谷英紀) 113面に関係記事

約300株内規違反 非常勤職員も作業

レベル	扱える病原体	病原体	生物危険度レベル分類 (WHO 指針)	必要な設備
1	疾病を起すことが、可能性は低い	シベリヤ菌など	レベル1に属さない細菌など	特になし
2	疾病を起すことが、可能性は低い。実験室での感染性は低い。治療法がある	肺炎球菌、黄色ブドウ球菌、緑膿菌など	レベル2、3に属さない細菌、シベリヤ菌、黄色ブドウ球菌、緑膿菌など	白衣、マスク、手袋、作業台
3	疾病を起すことが、可能性は低い。実験室での感染性は低い。治療法がある。他の病原体に感染させる可能性がある	肺炎球菌、鼻疽菌、炭疽菌、SARSウイルス、SFTSウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、西尼羅ウイルス、日本脳炎ウイルス、黄熱ウイルス、チクソンウイルス、出血性エボラウイルス、狂犬病ウイルス、西アフリカエボラウイルス、シカゴエボラウイルス、シカゴエボラウイルス、シカゴエボラウイルス	レベル3に属する細菌、ウイルス、真菌、原生動物、寄生虫	特別な入室の管理、限られた出入り口、排気設備、加圧エアー、流出防止装置
4	疾病を起すことが、可能性は低い。実験室での感染性は低い。治療法がある。他の病原体に感染させる可能性がある。人に感染させる可能性がある	炭疽菌、鼠疫菌、SARSウイルス、SFTSウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、西尼羅ウイルス、日本脳炎ウイルス、黄熱ウイルス、チクソンウイルス、出血性エボラウイルス、狂犬病ウイルス、西アフリカエボラウイルス、シカゴエボラウイルス、シカゴエボラウイルス、シカゴエボラウイルス	レベル4に属する細菌、ウイルス、真菌、原生動物、寄生虫	特別な入室の管理、限られた出入り口、排気設備、加圧エアー、流出防止装置

2007年(平成19年)
10月17日
水曜日

天気	6	9	12	15	18	21(晴)
水戸	0	14	20	14	20	14
宇都宮	10	14	20	14	20	14
前橋	30	30	30	30	30	30
さいたま	30	30	30	30	30	30
千葉	10	10	10	10	10	10
東京	30	30	30	30	30	30
横浜	30	30	30	30	30	30
甲府	0	14	20	14	20	14
静岡	0	16	22	16	22	16

発行所:〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
電話:03-3545-0131 www.asahi.com
朝日新聞東京本社

重篤な疾病を起す病原微生物の侵入に備え、出入ロに消毒剤を散布し、感染防止を図る。また、感染防止のため、出入ロに消毒剤を散布し、感染防止を図る。

菌の培養、検査などの作業

きせていた。女性はほ
危険な菌であることは知
らされず、無防備なま
ま試験していた。当時、
同センターには通常の実
験室しかなく外部からの
出入りも自由だった。
産総研の幹部による
と、内規や知識が組織内
に十分周知されず、担当
職員が無知なまま、危険
な菌を受け入れてしまっ
たのだという。また、
産総研は、この菌による

感染者は確認していな
いとしている。
同センターの幹部の一
人は04年に起こした事実
を把握、産総研や経産
省、特許庁などに対処を
求めた。だが、産総研は
この幹部に外部に情報を
漏らさないよう繰り返し
求めた。
同センターは、04年に
なつて「シベル」の菌
を施設で育てる耐水性の保
冷庫に密閉、隔離した。

産総研の「一村信理事長
は取材に「委託できない
微生物を受け入れ、生存
確認の試験をさせていた
のは事実。ただ、何も知
らずに試験した人に事実
を告知すると、精神的な
ダメージが大きいと判断
し、告げなかった」とし
ている。
今年6月に改正感染症
予防法が施行され、「シ
ベル」の菌は、バイ
オテロ対策の規制対象に

なった。感染防止設備
ある施設として扱えず、
また、所持する場合も国
への届け出が義務付けら
れたため、同センターは
改正法施行の前日の5月
31日に3株を処分した。
一方で、一村理事長は「2
年前に菌の一部を研究機
関に預けていた。その菌
を調査した結果、今年7
月にも株とも危険性の低
いシベル1などの遺棄を得
たと説明している。

感染防止設備

「話すな」誓約書迫る

危険告発の幹部に

経産省は対策取らず

ブルセラ菌、鼻疽菌といった危険な病原体が、経産省所管の研究機関で、ずさんに取り扱われていた疑いが浮上した。茨城県つくば市の独立行政法人・産総研特許生物寄託センター。幹部は職員に「話をしないように」とする口封じのメールを流していたという。関係官庁である経産省や特許庁もこれまで根本的な対策に乗り出すことはなかった。

――面参照

木々に囲まれた産総研 半だった。

の一角にある特許生物寄託センター。鉄筋2階建ての建物の中で、白衣姿の職員が黙々とフラスコやシャーレを動かしている。職員には非常勤の女性が多いという。

センター内で、病原体約300株のずさんな管理を問題視する声が初めであがったのは、01年前

「情報持ち出し問題」にすり替わってしまった。後任の幹部らが「(リストを)特許庁職員に渡した行為は、(職務上知り得た情報を漏らすことを禁じた)国家公務員法に違反するものであり、深く反省しております」と書いた誓約書案に署名するよう、再三、迫った。

誓約書案では「深く反省しております。2度と違反行為は行わないことを誓約致します」とわびることを要求した。現時点までこの幹部は署名に応じていないという。

「情報持ち出し問題」にすり替わってしまった。後任の幹部らが「(リストを)特許庁職員に渡した行為は、(職務上知り得た情報を漏らすことを禁じた)国家公務員法に違反するものであり、深く反省しております」と書いた誓約書案に署名するよう、再三、迫った。

誓約書案では「深く反省しております。2度と違反行為は行わないことを誓約致します」とわびることを要求した。現時点までこの幹部は署名に応じていないという。

また、情報持ち出しと誤として扱ったことについて、一村理事は「密着微生物のリストは特許手続き上、外部に漏らすべきものではない。退任後も持ち出している」と分かったため、廃などを求めた」と話している。

扱ってはいけない菌扱った

産総研幹部

産業技術総合研究所の一村信吾理事と三石安知の財産部門長は16日、取材に対し、経緯を次のように説明した。

「レベル2以上の病原体を受け入れたのは事実か。」

「職員に事実を伝えたのか。」

「仮に感染しても、インフルエンザに似た症状が出ることで、試験をした人に告知しても、こうした症状と混同されると困ると思った。告知することご不安に思ってもらいたくない」と思っていた。

「作業員の感染の有無をどう確認したのか。」

「仮に感染していても、潜伏期は最長で6カ月とのことだったので、過去にさかのぼり、病欠している記録を調べたが、なかった。ただ、すべての

「情報持ち出し問題」にすり替わってしまった。後任の幹部らが「(リストを)特許庁職員に渡した行為は、(職務上知り得た情報を漏らすことを禁じた)国家公務員法に違反するものであり、深く反省しております」と書いた誓約書案に署名するよう、再三、迫った。

誓約書案では「深く反省しております。2度と違反行為は行わないことを誓約致します」とわびることを要求した。現時点までこの幹部は署名に応じていないという。

Date: Mon, 29 Oct 2001 10:55:11
To:
From:
Subject: Re: FW: 病原菌取り扱い
Cc:
Status:

寄託センター様 ← 一村
CC: 様、 様

下記の件、企画本部で責任を持って対処し、
ついては、寄託センターとしては、企画本部
な行動を何もとらないでください。
この件を話題にすることも控えてください。

以上、ご連絡まで。

産総研幹部が職員に送ったメール。内規違反の病原体を預かっていたことを口外しないよう求めている

ブルセラ菌と鼻疽菌
いずれも動物からヒトに感染する。ブルセラ菌に感染すると発熱、うつ症状が起こり、最悪の場合は心内膜炎などで死に至る。

痘菌は気管支炎や肺炎などの症状を起す。米国では06年、実験中の複数の研究者がブルセラ菌に感染し、1人が約50日間の治療を受けている。

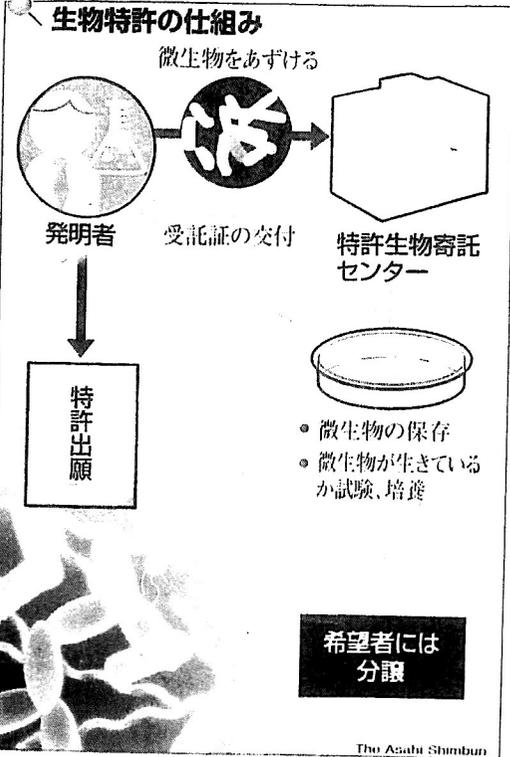
「情報持ち出し問題」にすり替わってしまった。後任の幹部らが「(リストを)特許庁職員に渡した行為は、(職務上知り得た情報を漏らすことを禁じた)国家公務員法に違反するものであり、深く反省しております」と書いた誓約書案に署名するよう、再三、迫った。

誓約書案では「深く反省しております。2度と違反行為は行わないことを誓約致します」とわびることを要求した。現時点までこの幹部は署名に応じていないという。

また、情報持ち出しと誤として扱ったことについて、一村理事は「密着微生物のリストは特許手続き上、外部に漏らすべきものではない。退任後も持ち出している」と分かったため、廃などを求めた」と話している。

生物特許って何なの？

医薬品に役立つ微生物 独占利用



アウルさん 産業技術総合研究所の特許生物寄託センターが、危険な病原体を皆さんに管理していただくけど、そもそも生物特許って何なの？

A 微生物の中には、医薬品などを作ったり、生物そのものが農薬になったりするものがある。

アウルさん こうした微生物などの機能は、出願者の特許として認められ、独占的に利用できる。これが生物特許で、微生物を預かり、管理しているのが寄託センターだ。

A なぜ、預ける必要があるの？

A 特許として認める

アウルさん 代わりに、その存在を証明したり、第三者に公開したりする必要もある。特許庁が指定する機関に微生物を預けることで、その機関が存在の証明や公開も担うことになる。

A なぜ病原体まで？

A 病原性をもつ微生物でも、人に役立つ物質

アウルさん 生物の特許は、病原体の治療につながる発明もあるからなんだ。

A でも十分な感染防止設備がないのに職員が扱っていたらどうでしょう？

A 規則や知識が内部で徹底されず、危険な病原体と知らずに受け入れて無防備に試験、培養してしまっただろう。

アウルさん どの規則なの？

A 微生物は危険度に応じて、4段階に分類されている。問題になったブルセラ菌は人が死ぬ危険もあり、危険度が2番目に高いレベル3に分類されている。この施設は85年に取り扱った内規を作った。当時、レベル2は2aと2bに分かれていたが、その内規では危険度の高い2b以上を受け入れないことにしたんだ。

A 施設の説明だと、受け入れ時点での明らかない内規違反は、レベル3の3株と、レベル2bの15株だとしている。

A 違反はそれだけ？

A 92年に国内基準で2a、2bともレベル2に統合された。この施設は、02年に内規を国内基準に合わせ、04年に受け入れ態勢が整うまでレベル2以上はすべて扱えないルールにした。

アウルさん 一番の問題は？

A 01年に施設の責任者が問題に気づき、当時受け入れていたレベル2以上の約300株は内規違反にあたるとして、「違反株」リストを作った。リストは施設内のほか経済産業省にも示されたが事実は一切公表されず、逆に口外しないよう関係者に圧力がかけられていたんだ。(石田 聡)

アウルさん 受け入れないことにしたんだ。施設の説明だと、受け入れ時点での明らかない内規違反は、レベル3の3株と、レベル2bの15株だとしている。

A 違反はそれだけ？

A 92年に国内基準で2a、2bともレベル2に統合された。この施設は、02年に内規を国内基準に合わせ、04年に受け入れ態勢が整うまでレベル2以上はすべて扱えないルールにした。

平成20年3月14日
経済産業省

(独) 産業技術総合研究所特許生物寄託センター 管理体制等問題の再発防止の徹底等について

本日夕刻、(独) 産業技術総合研究所吉川弘之理事長から甘利明経済産業大臣に対し、(独) 産業技術総合研究所特許生物寄託センター管理体制等問題の再発防止の徹底等について報告がありました。また、甘利大臣から吉川理事長に対しては、再発防止の徹底等を指示しました。

1. 経緯

- (1) (独) 産業技術総合研究所（以下、「産総研」という。）特許生物寄託センターにおいて、過去に危険度の高い病原性の可能性がある微生物を誤って受け入れた問題（後の調査で無害であることが判明。）等を調査するため、平成19年11月7日、産総研に「特許生物寄託センターの管理体制等に関する調査委員会」（以下、「第三者委員会」という。）が設置されました。
- (2) 平成20年2月29日、第三者委員会において報告書がとりまとめられ、産総研において、再発防止策、産総研関係者の処分、問題を指摘した元センター長（以下「元センター長」という。）への対応等について検討を行ってきました。
- (3) 本日夕刻、その結果について、産総研吉川理事長から甘利大臣へ報告があり、甘利大臣から再発防止の徹底等の指示を行いました。

2. 吉川理事長から甘利大臣への報告概要

(1) 再発防止の徹底

2月29日に理事長を本部長とする「特許生物寄託センター管理体制問題等対策本部」を設置し、直ちに実施すべき対策については組織を挙げて取り組むとともに、コンプライアンス等の体制整備に向けた検討等を開始しました。

- ・ 人為ミスを防止するための菌種名自動照合システム等の導入

- ・特許庁との協議に基づくセンター業務の運営改善
- ・コンプライアンス等の体制の検討・整備（本年夏頃を目処） 等

(2)関係役職員の処分

適切さを欠く対応を行ったこと、監督責任を果たせなかったことから、当時の関係役職員の処分（関係役員の給与返納・関係職員の訓告等）を行います。

(3)元センター長への対応

第三者委員会報告の指摘を厳粛に受け止め、産総研は、元センター長に対して謝罪を行います。

3. 経済産業省の対応について

(1)甘利大臣から吉川理事長へ再発防止の徹底等の指示

問題が発生したことは誠に遺憾であり、産総研を厳重に注意しました。その上で、以下の事項を指示しました。

- ①対策を着実に実施し、再発防止を徹底すること。
- ②元センター長へ誠意を持って謝罪すること。
- ③コンプライアンス体制を構築し、信頼回復を図ること。

(2)省内の関係部局の連携とフォローアップ

経済産業省関係部局は、寄託センターの運営管理について定期連絡会を開催し情報交換を行うなど連携を密にするとともに、産総研に対して再発防止策の進捗状況について報告を求めるなど適切にフォローアップします。

(3)寄託制度等の見直し

特許庁は、以下の点について産総研からの協議に適切に対応します。

- ・病原性微生物の寄託の範囲
- ・寄託時の寄託菌の安全確認方法
- ・受託できない病原性微生物を誤って受託した場合の寄託業務（分譲、生存試験等）の在り方等

このため、特許庁内に有識者を含む検討委員会を設置し、今後の寄託制度の見直しに向けた検討を行います。

(4)関係者の処分

出向時に適切さを欠く対応を行ったことから、当時産総研に出向していた職員2名について、訓告処分を行いました。

また、産総研に報告を求めなかったことから、当時の産総研室職員2名に注意処分を行いました。

(本発表資料のお問い合わせ先)

大臣官房 秘書課

担当：飯田、濱野

電話：03-3501-1608

産業技術環境局 技術振興課 産業技術総合研究所室

担当：都筑、木原

電話：03-3501-1778

特許庁 総務部 企画調査課

担当：阿部、諸岡

電話：03-3592-2910